

## 社会福祉法人普照会 役員・評議員報酬及び旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人普照会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間400万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

### (報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。

### (報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等に支払う旅費は、法人職員旅費規程に定めた額とする。

2 役員等が理事会及び評議員会に出席したとき並びに施設にて職務を執行したときは、費用弁償費5,000円を支払う。ただし、職員としての立場を有する者に対しては支給しない。

3 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年 6月 7日から施行する。

別表第1 役員等の報酬の額 (第4条第4項関係)

役 職 名	報 酬 の 額 (日 額)
理 事 長	法人・施設業務： 30,000円
理 事	法人・施設業務：1人一律 10,000円
評 議 員	法人・施設業務：1人一律 10,000円
監 事	監事監査等業務：1人一律 10,000円